

●香川県監査委員公表第17号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成22年8月27日

香川県監査委員 宮本 欣貞
同 都村 尚志
同 鍋嶋 明人
同 仲山 省三

- 1 監査対象部局 病院局
2 監査対象年度 平成21年度
3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀病院	平成22年7月20日
白鳥病院	"
がん検診センター	"
県立病院課	平成22年7月21日
中央病院	平成22年7月23日

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 手当等の支給について

(ア) 通勤手当について、支給額に誤りがあったので、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (中央病院)

(イ) 特殊勤務手当（夜間看護等手当）について、支給額に誤りがあったので、正当額との差額分を返納させる必要がある。 (中央病院)

(ウ) 超過勤務手当について、支給額に誤りがあったので、正当額との差額分を追給又は返納させる必要がある。 (中央病院)

(エ) 嘴託職員、臨時職員の欠勤減額単価及び欠勤時間について、計算誤りがあるので、正当額との差額分を追給又は返納させる必要がある。 (白鳥病院)

イ 契約等について

(ア) 全自動化学免疫測定装置保守点検業務委託について、年間保守契約であるにもかかわらず、年度途中で全額を支払っていた。 (中央病院)

(イ) 委託契約書について、委託者の名称、契約対象事業所の所在地及び名称その他の契約書に記載すべき必要事項が記載されていないものがあった。 (丸亀病院)

(ウ) 落札者がなかった指名競争入札について、その後の契約方法が適切でなかった。 (がん検診センター)

ウ 物品、財産について

- (ア) 固定資産の器械備品の減価償却額について、誤りがあるので、減価償却累計額等を修正する必要がある。 (中央病院)
- (イ) 被服の貸与状況を明らかにした帳簿等を作成していなかった。 (白鳥病院)

エ 収入について

- (ア) 期末合計残高試算表に計上されている現金について、小口現金出納簿に記載漏れとなつてゐるものがあった。企業出納員は、試算表及び総勘定元帳と関連する補助簿の照合を行うとともに、自主検査時には、現金残高を実査する必要がある。 (中央病院)
- (イ) 平成22年3月31日の銀行引継ぎ後の現金収入が、当該年度に計上されていなかった。 (中央病院)

(3) 検討指示事項

物品、財産等について

- ア 医療機器等の器械備品にはり付けている現品管理シールについて、その根拠及びはり付けなければならない対象を明確に示すことを検討する必要がある。 (県立病院課)
- イ 消耗備品の定義を明確にするとともに、各病院等において、受入後直ちに払い出す必要なある物品の適正管理のための手法について検討する必要がある。 (県立病院課)
- ウ 建設改良工事に係る人件費について、資本取引と損益取引とを適正に区分して経理する必要がある。 (県立病院課)
- エ 時間外診療費に係る預り金について、長期間滞留しているものがあるので、対応を検討する必要がある。 (中央病院)
- オ 建物・設備と一体的に整備された動産等について、固定資産台帳への計上方法を検討し、適正に財産管理を行う必要がある。 (白鳥病院)